

華日辞典刊行会暫定規約

第一、 愛知大学国際問題研究所に華日辞典刊行会を置く

第二、 華日辞典刊行会は日中友好協会を通じ中国人民保衛世界和平委員会より日本人民に寄贈された華日辞典を完成し刊行する事を目的とする

第三、 右刊行会に若干名の評議員を置き評議員会を組織する

評議員会は辞典寄贈の趣旨に従い刊行会の運営を決定する

第四、 刊行会に編輯委員を置き辞典編集に當る

第五、 編集委員を以て委員会を構成し編輯のことを決定する

第六、 委員の互選によって編輯委員長を定める

第七、 評議員の互選によつて評議員会の議長を定める

第八、 評議員会議長は評議員会の決議に従い刊行会の事務を執行し刊行会を代表する

第九、 刊行会に幹事若干名を置く、幹事は評議員会議長、編輯委員長の指揮を受け刊行会の事務を行う

第十、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

第十一、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第十二、 刊行会に事務職員若干名を置くことが出来る

第十三、 評議員、編輯委員を增加するときは評議員会の議を経るものとする

第十四、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第十五、 刊行会に幹事若干名を置くことが出来る

第十六、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

第十七、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第十八、 刊行会に幹事若干名を置くことが出来る

第十九、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

第二十、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第二十一、 刊行会に幹事若干名を置くことが出来る

第二十二、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

第二十三、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第二十四、 刊行会に幹事若干名を置くことが出来る

第二十五、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

第二十六、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第二十七、 刊行会に幹事若干名を置くことが出来る

第二十八、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

第二十九、 本会創立の際に於ける評議員は左の通りとする

第三十、 刊行会に幹事若干名を置くことが出来る

第三十一、 評議員、編輯委員を増加するときは評議員会の議を経るものとする

〔注〕 二月十九日の評議会に提案されたもの。實際は辞典編纂處の名称で独立の機構として昭和三十年四月一日に発足した。

鈴木 拝郎　熊野 正平
野崎 駿平　坂本 一郎
内山 正夫　鈴木 正雄
日中友好協会理事長　伊藤 武雄
桑島 信一郎　坂本 一郎
熊野 崎駿平　鈴木 幸平
島田 信一郎　坂本 一郎
其他

昭和三十年二月十六日